

名古屋市青少年交流プラザ自動販売機設置
に係る名古屋市有建物の一時貸付
一般競争入札（郵送方式）

（別冊） 物件説明書

名 古 屋 市

（令和 8 年 7 月 10 日 公 告）

この物件説明書と別冊で入札案内書があります。

この物件説明書は、「名古屋市青少年交流プラザ自動販売機設置に係る名古屋市有建物の一時貸付」の仕様について記載するものです。入札の手続きについては、必ず「入札案内書」をよくお読みください。

仕様は、「共通仕様書」と、物件ごとの「物件別特記仕様書」に分かれています。「共通仕様書」と、入札参加を希望する物件の「物件別特記仕様書」の両方を、必ず確認のうえ、入札参加いただけますようお願いいたします。

【目次】

共通仕様書（清涼飲料水）	P 1～ 3
物件別特記仕様書「子青-1（青少年交流プラザ）」	P 4～ 8
物件一覧（写真）	P 9～10

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を借受人とする。なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約600kg以下とする。
- (2) 機種は、ヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、借受人の負担とする。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 電気料金を計測するためのメーターないし子メーターを、借受人の負担により設置すること。なお、電気料金については、借受人が設置したメーターないし子メーターの指示値により計算した電気使用量を元に、施設管理者が積算するものとし、施設管理者が指定する期限までに全額納付すること。
- (6) 自動販売機に併設して、販売する飲食物の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置すること。なお、回収ボックス設置面積（一律0.6㎡（1.2m×0.5m）とする。）は貸付面積に含めるものとする。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の借受人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (8) 借受人は、自動販売機を撤去したときは、借受人の責任と負担のもとに現状復旧を行い、貸付人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従い、指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書によるほか、貸付人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 貸付人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、借受人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 借受人は消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令を遵守し、徹底を図ること。
- (3) 光熱水費については、借受人の負担とする。
- (4) 借受人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、貸付人の指示に従うこと。
- (5) 借受人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 借受人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、借受人の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、貸付人の責に帰さない事由による場合は、借受人が補償すること。
- (9) 借受人は、機種の変換を行う場合は、予め貸付人に申し出たうえで、貸付人の承諾を受けなければならない。
- (10) 貸付人は、貸付人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、借受人は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は借受人が負担すること。
- (11) 借受人は、貸付人が公共上の理由により自動販売機の移転を求めた時は、求めに応じて移動するものとする。

4 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 借受人は、契約の履行に当って、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 借受人が（1）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

5 その他

- (1) 借受人は貸付人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 借受人は、貸付人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、貸付人が別に定める様式により、設置場所ごとに報告すること。なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号 子青-1） 施設名称：青少年交流プラザ

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を借受人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所	貸付面積 【回収ボックスを含む面積】	台数
子青-1	清涼飲料水	北区柳原三丁目6番8号	1階フロア内 A	1.3㎡ 【1.9㎡】 本体：幅1.3m×奥行1.0m	1台

※詳細は「設置箇所詳細図」及び「物件一覧」を参照してください。

※回収ボックスの設置面積は、一律0.6㎡（幅1.2m×奥行0.5m）とし、貸付面積に含みます。

2. 貸付期間及び更新

この物件の貸付期間は、令和 8年10月 1日から令和 9年 9月30日までです。

なお、原則、当初の条件を変更しないことを前提として、最長3年（令和11年 9月30日）まで、1年を単位として契約の更新ができます。

3. 契約担当課及び施設担当課

子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課 電話 052-972-3258
（施設管理者 名古屋市青少年交流プラザ 電話 052-991-8440）

《お問い合わせ先について》

お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般に関する事	上記契約担当課及び施設担当課
物件別特記仕様書及び契約に関する事	
施設の設置場所の状況等に関する事	上記施設管理者

4. 自動販売機設置台数

1台

5. 特記仕様

以下の(1)～(3)を遵守してください。

(1) 販売できるものは、清涼飲料水のみとし、酒の販売は行わないこと。

(2) 設置の際に電気工事が必要な場合は、電気関係法令に従い、下記に定める施行内容に基づき借受人が施行すること。なお、貸付期間満了後は貸付人が認める場合を除き、現状回復のうえ借受人が撤去するものとし、貸付人に対し有益費等の請求はできない。

<施行内容>

- ア 給電は自動販売機設置予定場所付近に設置されているコンセントからとし、自動販売機の直近に漏電遮断機、子メーターを設置すること。
 - イ 引込施設は貸付面積内に設置すること。
 - ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。
 - エ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブで被服すること。
 - オ 施工にあたり発生した廃棄物は関係法令に従い適正な処分を行うこと。
 - カ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは借受人の責任において復旧修理又は補償するものとする。
 - キ 工事中に発生した事故等は、一切借受人の責任において解決するものとする。
 - ク 廃材等は、全て借受人の責任において処分するものとする。
 - ケ 関係法令を遵守のうえ施工すること。
 - コ 工事の施工にあたっては、作業日程等事前に必ず貸付人の施設担当者及び施設管理者と打ち合わせを行い、青少年交流プラザの運営に支障のないよう実施すること。児童等が利用する施設であるため、必要であれば、柵などで囲う、注意喚起の案内板を設置するなど、安全確保に努め、事故防止対策を徹底すること。
 - サ その他工事の詳細については、貸付人の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも工事施工上、当然措置を必要とする事項又は貸付人の施設担当者指示による些細な変更等については、これを施工すること。
- (3) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、施設の開館時間以外は照明を抑えるようにすること。

6. 現地確認可能日時

令和 8年 7月10日から令和 8年 7月31日まで

上記の期間のうち、土曜日～月曜日及び祝日を除き、午前10時から午後 5時までの間とします。(施設管理者まで事前に連絡の上お越しいただくようお願いいたします。) 来所された際は、受付にて現地確認を行う旨をお伝えください。

7. 参考

- (1) 当該施設の職員数 17名 (令和8年4月現在)
- (2) 当該施設の来館者数
 - オープンスペース利用 93,369名 (令和7年度速報値)
 - 部屋 (レンタル) 利用 79,233名 (令和7年度速報値)
- (3) 当該施設の概要

青少年交流プラザは、青少年（小学生～34歳まで）を対象とした様々な企画を実施し、青少年の社会参加参画活動の促進や自主的な活動の支援、地域・世代間交流、青少年対象の就労支援等を実施しています。また、施設は青少年をはじめ市内外の方が自由に利用できるオープンスペース（飲食可）と、演劇や発表会を行うことができるプレイルーム（定員120人）や多目的に使用できる活動室・ミーティングルーム・音楽室等の貸室業務を行っております。

また、青少年交流プラザ内にはなごや若者サポートステーションがあり、若者の就職スキルの向上や自分に合う働き方を見つける機会を提供するとともに、若者の状況に応じた段階的な経験を積む機会を提供し、一般就労につなげていく事業を行っています。

(4) 過去の自動販売機契約金額及び販売実績

数値は直近の年額及び年間の売上数を記載しています。なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。

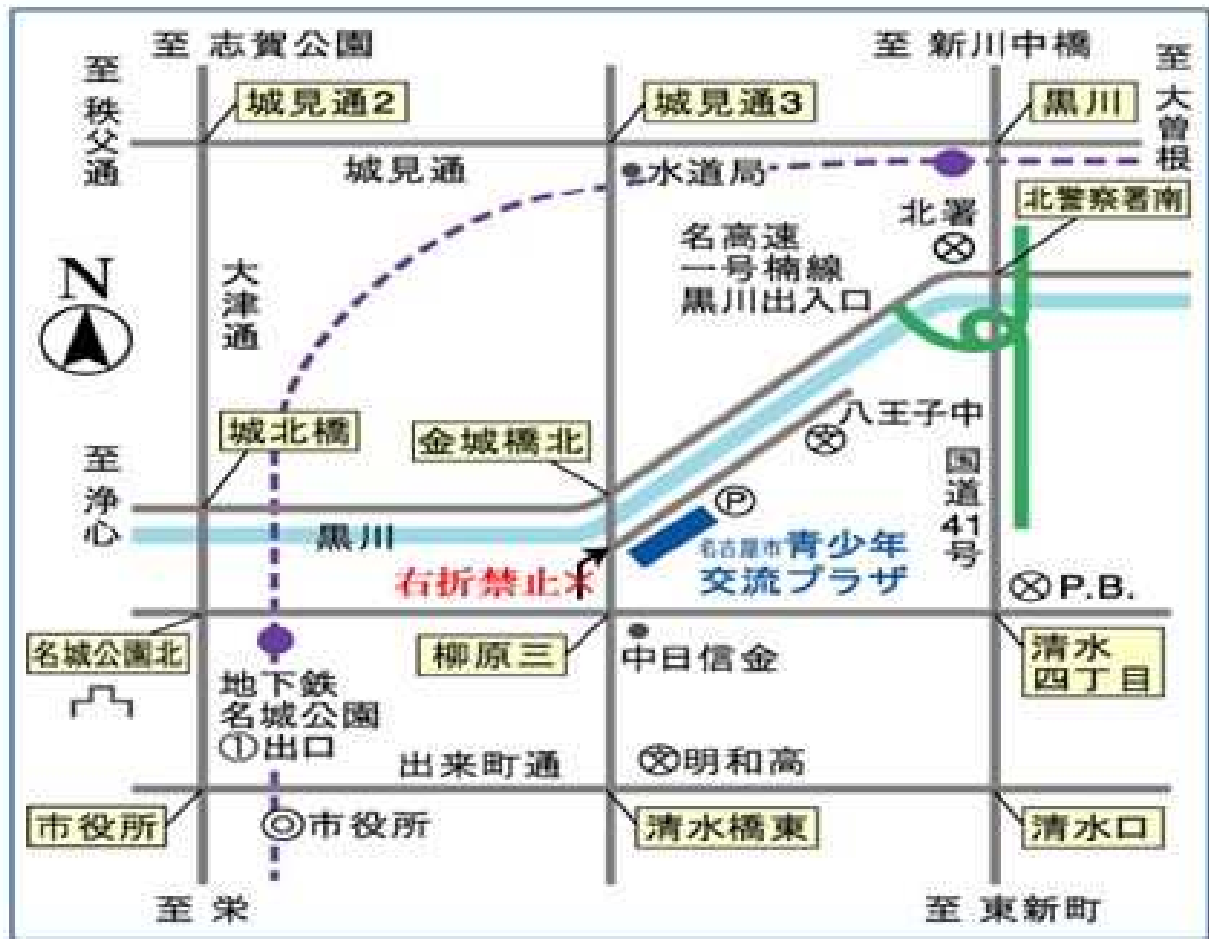
物 件	物件番号 子青-1（清涼飲料水）	1階フロア内A
実 績	契約金額 864,000円	売上数 9,914本

8. その他

自動販売機の設置については、既存のコンセントを使用していただくことができます。場所については、必ず現地をご確認ください。

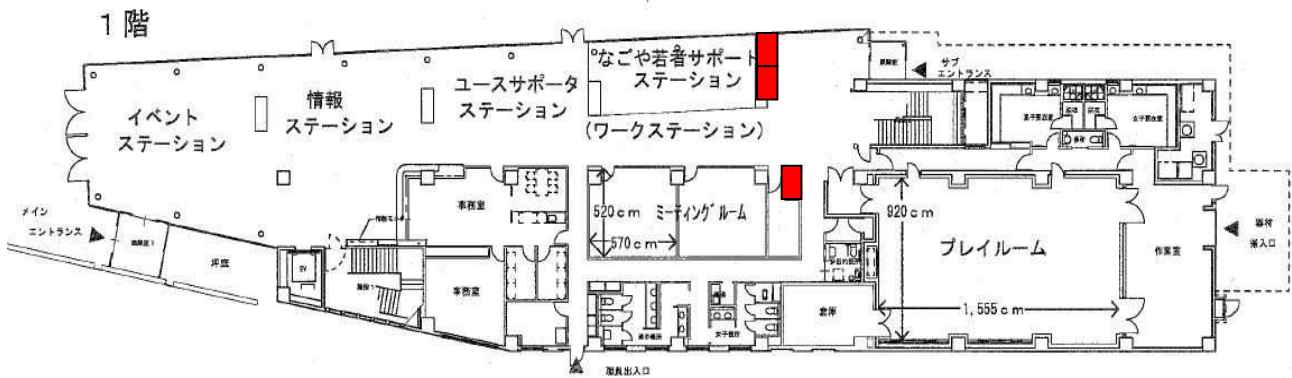
ただし、コンセントが既に設置されている場合であっても、契約期間中に生じたコンセントの不具合等による工事費は、借受人の負担とします。

<現地案内地図>



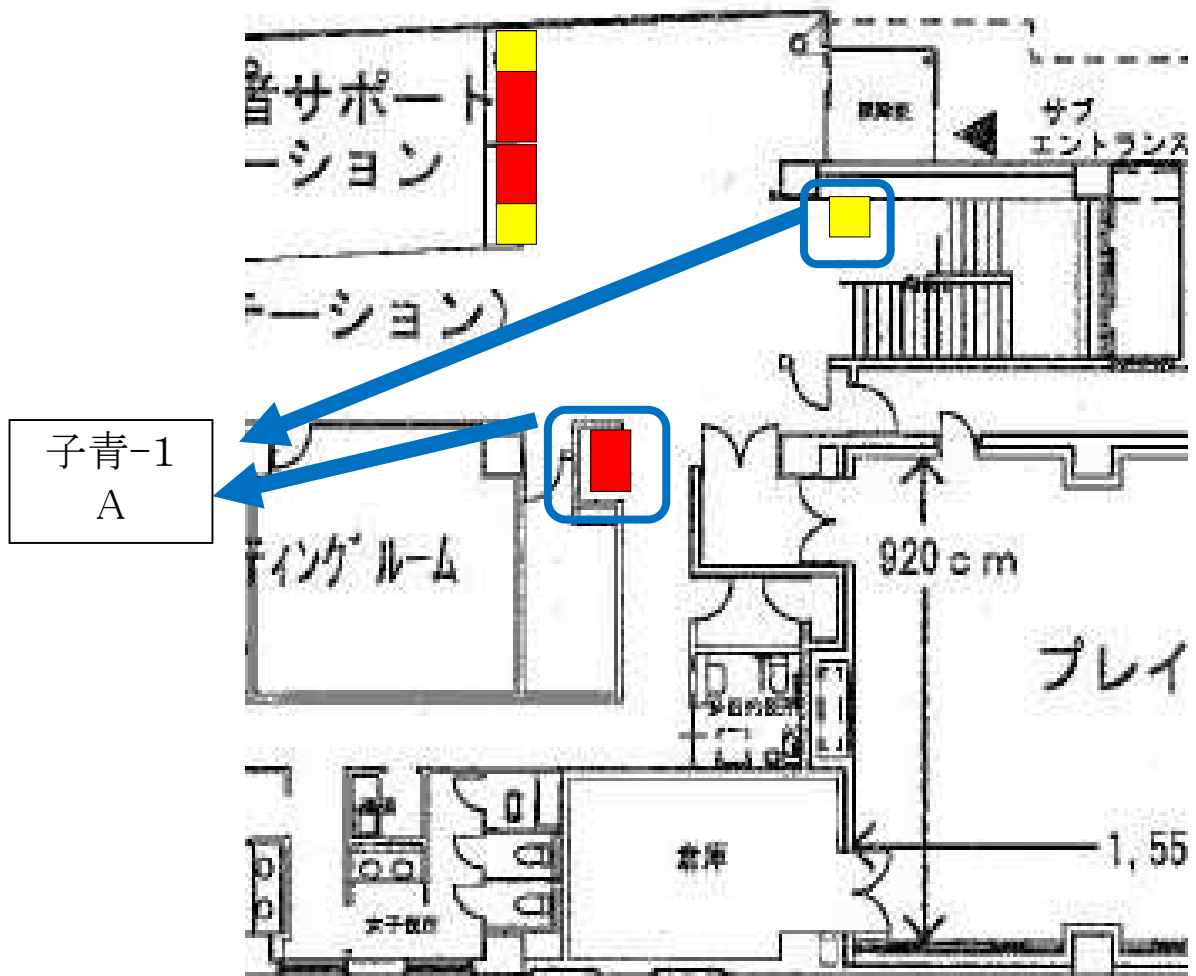
<設置箇所詳細図>

施設平面図



自動販売機設置場所拡大図

■ 自動販売機 ■ 回収ボックス



名古屋市青少年交流プラザにおける自動販売機設置に係る名古屋市有建物の一時貸付

一般競争入札（郵送方式）



物件一覧

令和8年7月10日入札実施
(令和8年10月1日以降設置分)

名古屋市

- 入札案内書及び物件説明書（共通仕様書・物件別特記仕様書）をご確認ください。
- 入札参加希望の方は、必ず設置場所の現地確認を行ってください。

物 件 一 覧

物件名 子青-1 正面	物件名 子青-1 正面右
施設名 青少年交流プラザ 1階フロアA	施設名 青少年交流プラザ 1階フロアA
	
物件名 子青-1 横幅	物件名 子青-1 奥行
施設名 青少年交流プラザ 1階フロアA	施設名 青少年交流プラザ 1階フロアA
